浄化槽の設置と維持管理について

◆浄化槽を設置する前に次の届け出などが必要です。

浄化槽設置 (建築確認を伴う)	建築確認審査機関などへ提出 する書類に含まれています
浄化槽設置 (建築確認を伴わない)	着工予定日の12日以上前に 設置届などを提出
浄化槽使用開始報告書	使用開始後30日以内に提出。 郵送可
浄化槽使用廃止届	廃止後30日以内に提出。郵 送可
浄化槽管理者変更報告書	管理者(持ち主)が変わって から30日以内に提出。郵送可

- ◆設置工事は県に登録または届け出を行った専門の 業者に頼みましょう。
- ◆悪臭や水質汚濁を防ぎ、快適な周辺環境を維持す るために、次の取り組みをお願いします。
- ①法令に基づく保守点検

県に登録した専門の業者に保守点検を頼みま しょう。保守点検後作成された報告書(保守点検 記録票)は3年間保存しなければなりません。

②法令に基づく定期的な清掃

山武郡市広域行政組合管理者の許可を受けた業 者へ年1回以上清掃を頼みましょう。

③法定検査

浄化槽の設置工事や保守点検および清掃が適正 に行われているか、県の指定検査機関((公社) 千葉県浄化槽検査センター) が検査します。使用 開始後3カ月~8カ月の間に第7条に基づく検査を、 その後は毎年第11条に基づく検査を受けなければ なりません。

新排水設備に係る補助金額

排水設備の 延長距離	補助額
10m以下	10,000円
10~20m	20,000円
20~30m	30,000円
30~40m	60,000円
40~50m	75,000円
50~60m	120,000円
60~70m	175,000円
70~80m	240,000円
80~90m	270,000円
90~100m	350,000円
100m以上	400,000円

外に居住する芝山町に住民登録が業集落排水事業の供用開始区域以 申請順に受け付けており、 時お問い合わせください があります。 設置する方に、 ある方で、 ■対象者 なくなり次第終了です。 括処理する「合併処理浄 放流水を流す道路側溝などがな 宅・延床面積の2分の 居住用住宅であること 10人槽以下であること 水道事業の認可区域および農 住宅) 9付けており、予算が毎年度4月1日から 次のような補助金

合併処理浄化槽設置費補助

①維持管理に関する契約を証明す ■申請に必要なもの て申請してください。 た申請書類に、必要書類を添え たは町ホー 水道係備え付けの申請用紙、 汚泥の汲取り 独浄化槽の維持管理費 補助対象とならない経費 レの汚水のみを処理する単 役場まちづく **%**1 ムページから印刷し 申請の方法 月 30 日 金 (清掃) にかかる ま

置の調整・修理、

補助対象となる経費

4月から受け

付け開始

8

法定検査費用(※2) 保守点検費 合併浄化槽の維持管理にかかる

対象者

住宅に設置した10人槽以1 芝山町に住所を有する

補助対象者・

補助金額

方で、

■補助金額

毎年1回

1万円

理している方

下の合併浄化槽を適正に維持管

■申請方法 受付期限 受付期限 り課下

◎保守点検に関する問合せ 託することをおすすめします (年3回以上、 点検費は有料)

賃貸など営利を目的とした住宅

守していない方

に合併浄化槽を設置した方

果が不適正と判定された方

千葉県浄化槽取扱指導要綱を遵

合併処理浄化槽の水質検査の結不適格と判定された方

合併浄化槽の水質検査の

結果が

を設置した方

建築確認を受けずに合併浄化槽

浄化槽を設置した方

浄化槽の設置届けをせずに合併

対象とならない方

<u>*</u> 常に作動しているか点検し、 した記録票の写しと領収書の写3月31日までに保守点検を実施 る書類の写しと領収書の写し 保守点検とは

②平成27年4月 ③平成27年4月1日から平成28年 3月31日までに法定検査を受検 る書類の写し 適正であったことを証明す から平成28年

場合の浄化槽放流水の処理に係導要綱に基づく「放流先がないい場合は、千葉県浄化槽取扱指 す。県知事登録をしている保守能、専用の器具機材が必要で基準があり、専門的知識や技基準があり、専門的知識や技 点検資格のある業者に作業を委 剤の補充などを行います。 き抜きや清掃時期の判定、消毒置の調整・修理、汚泥などの引常に作動しているか点検し、装常に槽のさまざまな装置が正 き抜きや清掃時期の判定、 るガイドライン」を参考に放流 家庭から発生する生活排水を一 です 方に、維持管理費の一部を助成しています。 た保守点検、清掃、法定検査を実施することが必要浄化槽の効果的な利用には、浄化槽法で定められ 町では、 状況は随 1以上が 化槽」を (専用住 合併浄化槽の適正な維持管理をしている ❸ まちづくり課 下水道係 ☎77-3924 検査は、 ⑤印鑑 ◎法定検査に関する問合せ <u>*</u> ④申請者名義の預金通帳または口 合併処理浄化槽への転換補助 新規設置の浄化槽に係る補助金額 とが法律で定められています るかを確認する重要な検査で ※必要書類を一部でも紛失してし し、書類の再発行をしてくださまった方は、検査依頼先に連絡 座番号がわかるも 浄化槽が適正に維持管理さ 7 毎年 浄化槽の大きさ 人槽区分 補助額 本来の機能が発揮されてい 千葉県環境保全センタ 法定検査とは 葉県浄化槽検査センタ 単 552,000円 公的な検査機関が行 5人槽 5人槽 280,000円 口 2 4 5 6~7人槽 634,000円 検査を受けるこ 検査費5千 8~10人槽 768,000円 6~7人槽 320,000円 0 452.000円 5人槽 6~7人槽 534,000円 8~10人槽 390,000円 8~10人槽 668,000円

9 2016. 3月号 広報しばやま